

東急不動産株式会社「(仮称) 松前2期風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年3月2日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 松前2期風力発電事業環境影響評価方法書について、東急不動産株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道松前郡松前町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大51,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月23日
環境大臣意見受理	令和2年 8月24日
経済産業大臣意見発出	令和2年 9月17日

＜環境影響評価方法書＞

環境影響評価方法書受理	令和3年 9月 7日
住民意見の概要等受理	令和3年11月 9日
北海道知事意見受理	令和3年12月23日
経済産業大臣勧告発出	令和4年 3月 2日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話03-3501-1742（直通）

東急不動産株式会社「(仮称) 松前 2 期風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動については、適切な調査点を設定し、適切に予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音や純音性成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
3. 水の濁りに係る調査に当たっては、海域への濁水影響の可能性についても適切に評価を行うこと。また、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。
4. 動植物調査の踏査ルートについては、適切に調査ルートを設定し、適切に予測及び評価を行うこと。
5. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適切な方法で行うこと。
6. 植生調査に当たっては、適切に調査地点等を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。
7. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて適切に選定すること。
8. 工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)